

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和7年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ・実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ・対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 ・令和5年度までに接種した新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務 ・新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 予防接種情報入力 予防接種者に関する情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力・管理する。 2 予防接種情報照会 既接種者の予防接種の情報を照会する。 3 予防接種対象者への発行機能 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、接種券、接種履歴等の発行処理を行う。 4 予防接種情報の統計処理 各種統計書、報告書の作成を行う。 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 令和5年度までに接種した新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付ける機能をも有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信する。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送受信を行う。データの送受信を行った結果の情報を取得・管理する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号化や、電文への電子署名付与、電文及び提供許可証に付与されている電子署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受診した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表14、126の項 ・番号法第9条第1項別表に基づく主務省令第10条、67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153、154の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で予防接種事業の対象者
その必要性	予防接種対象者及び接種者情報を把握・管理するために保有している
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	【識別情報】 対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正管理のため。 【連絡先等情報】 通知等の送付に必要なため。 【業務関係情報】 接種情報を利用した事務を実施するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日
⑥事務担当部署	健康推進部 健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民総合窓口課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ 予防接種実施医療機関 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		予防接種の実施及び予防接種に関する記録の適正な管理のため
④使用の主体	使用部署	健康推進部 健康づくり課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<予防接種対象者及び受診者の管理> ・予防接種事業対象者の登録や予診票などの接種通知の出力等を行う。 ・接種情報・予約情報の登録、接種済証・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書や接種台帳等の接種結果情報の登録や出力を行う。
	情報の突合	・住民基本台帳により、接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの保守・運用	
①委託内容	・磁気ディスクによる事務運用を安全確実にを行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理 ・システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■個人基本情報

1.個人番号 2.統合宛名番号 3.宛名番号 4.世帯番号 5.氏名情報 6.生年月日 7.性別 8.続柄 9.現住所情報 10.住所コード
11.地区担当保健師 12.地区名 13.町会情報 14.小学校区 15.中学校区 16.電話番号 17.住民になった事由
18.住民になった異動年月日 19.住民になった届出年月日 20.住民でなくなった事由 21.住民でなくなった異動日
22.住民でなくなった届出日 23.その他異動情報 24.住定事由 25.住定年月日 26.住定届出年月日 27.住民区分
28.外国人判定 29.国籍 30.転入前住所情報 31.転出後住所情報 32.外国人住民年月日情報 33.通称名情報
35.法30条45規定区分 36.在留資格情報 37.在留期間 38.在留カード等情報 39.個人特記情報 40.DVフラグ 41.送付先住所情報
42.フォロー情報 43.医療保険情報 44.予約情報 45.送付管理情報 46.対象判定 47.受診判定 48.面接・相談・訪問情報

■予防接種情報

1.個人番号 2.接種コード 3.接種年度 4.接種回数 5.接種日 6.接種日年齢 7.年度末年齢 8.接種判定 9.接種区分
10.各種接種ワクチン情報 10.支払関係情報 11.医療機関情報 12.医療機関情報 13.接種医師 14.ロットナンバー 15.接種量
16.予診情報 17.済証交付有無 18.対象外判定情報 19.課非情報 20.接種理由・未接種理由情報 21.接種勧奨情報
22.データ管理情報

■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施)
7.接種回 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11.ワクチン種類(※) 12.製品名(※) 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、
ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14.証明書ID(※) 15.証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認書類等の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・統合宛名システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムにアクセス可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。ユーザID・パスワードにより操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータの取扱いに対して以下の内容を契約書に明記している。 ・個人情報の秘密保持 ・個人情報の収集制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の再委託の禁止 ・個人情報に係る文書等の返還 ・個人情報の取扱い状況に関する報告等の義務 ・契約の解除及び損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報照会を行う。 【中間サーバーにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステム情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【その他の措置】 目的外の特定個人情報の入手が行われないよう照会内容管理簿に記録する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	【物理的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	古河市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。 また、情報漏えい等のリスクを想定した危機管理意識の啓発を行う。 委託業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付ける。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248 0280-92-3111(代表)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	古河市 健康推進部 健康づくり課 茨城県古河市新久田271-1 0280-33-6674
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・ 接種券発行登録	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・ 接種券発行登録	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナ ウイルス感染症予防接種証明書電子交付機	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・予防接種事業対象者の登録や予診票など	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・予防接種事業対象者の登録や予診票など	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・住民基本台帳により、接種対象者であること	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・住民基本台帳により、接種対象者であること	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務に関するワクチン接種記録システム	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務に関するワクチン接種記録システム(V	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務に関するワクチン接種記録システム(V	事後	
令和3年12月23日	II 特定個人情報ファイルの 概要	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理 ＞	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理 ＞	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	【健康管理システム・宛名管理システムにおけ る措置】	【健康管理システム・宛名管理システムにおけ る措置】	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	古河市情報セキュリティポリシーに基づき、権 限や責任等、職員の情報セキュリティに関する	古河市情報セキュリティポリシーに基づき、権 限や責任等、職員の情報セキュリティに関する	事後	
令和3年12月23日	III リスク対策 10.その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	事後	
令和3年12月23日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価	2021/9/22	令和3年12月23日	事後	
令和3年12月23日	公表日	令和3年9月22日	令和3年12月23日		
令和4年3月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・住民基本台帳により、接種対象者であること	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・住民基本台帳により、接種対象者であること	事後	
令和4年3月28日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	■個人基本情報 1.個人番号 2.統合宛名番号 3.宛名番号 4.	■個人基本情報 1.個人番号 2.統合宛名番号 3.宛名番号 4.	事後	
令和4年3月28日	III リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	事後	
令和4年3月28日	公表日	令和3年12月23日	令和4年3月28日		
令和4年5月12日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・ 接種券発行登録	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・ 接種券発行登録	事前	
令和4年5月12日	II 特定個人情報ファイルの 概要	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナ ウイルス感染症予防接種証明書電子交付機	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナ ウイルス感染症予防接種証明書電子交付機	事前	

令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	事前	
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(V	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(V	事前	
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理＞	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理＞	事前	
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報入手(情報	予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	事前	
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報入手(情報	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	事前	
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	事前	
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】	事前	
令和4年5月12日	公表日	令和4年3月28日	令和4年5月12日		
令和5年3月10日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報入手(情報	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ システムにアクセス可能な職員を特定し、アク	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ システムにアクセス可能な職員を特定し、アク	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。	事前	
令和5年11月14日	Ⅳ 開示請求 1.特定個人情報の開示・訂	古河市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止の請求等を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開	事後	
令和6年5月31日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事	予防接種法(平成23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び健康増進を行うとともに、	予防接種法(平成23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び健康増進を行うとともに、	事後	
令和6年5月31日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取	1 対象者把握機能 予防接種の対象者把握を行う。	1 予防接種情報入力 予防接種者に関する情報(予防接種の種類、	事後	
令和6年5月31日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録	・接種記録の管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和6年5月31日	Ⅰ 基本情報 4.個人番号の利用※	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和6年5月31日	Ⅰ 基本情報 5.情報提供ネットワークシステ	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二・	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二・	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・予防接種事業対象者の登録や予診票など	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・予防接種事業対象者の登録や予診票など	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・住民基本台帳により、接種対象者であること	・住民基本台帳により、接種対象者であることを確認する。	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(V	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(V	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	

令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	〔○〕情報提供ネットワークシステム 〕専用線	〔○〕情報提供ネットワークシステム 〕専用線	事後	
令和6年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理＞	＜当市の予防接種対象者及び受診者の管理＞	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報)	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ ・申請受付時の本人確認を徹底しており、申請	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報)	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 法令等に基づき、業務システム毎に適切なアク	＜予防接種対象者及び受診者の管理＞ 法令等に基づき、業務システム毎に適切なアク	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	システムにアクセス可能な職員を特定し、アク セス権限の制御を行っている。権限を持った外	システムにアクセス可能な職員を特定し、アク セス権限の制御を行っている。権限を持った外	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	・不適切な方法で提供・移転が行われるリス ク、誤った相手に移転・提供してしまうリスクへ	・不適切な方法で提供・移転が行われるリス ク、誤った相手に移転・提供してしまうリスクへ	事後	
令和6年5月31日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	【健康管理システム・宛名管理システムにおけ る措置】	【健康管理システム・宛名管理システムにおけ る措置】	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報、Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要、Ⅲ リスク 対策	変更箇所多数のため省略	・番号法等一部改正法の対応 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のサービス 廃止の対応 ・特定個人情報保護評価書(評価書番号20)の 統合 ・ガバメントクラウドにおける措置の対応	事後	